

令和3年5月19日・20日

総務委員会資料

主要施策の概要及び課題

1. 各課別予算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 人員配置表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
3. 各課別分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
4. 主要施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
5. 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・・・・・・ P8
2. 島根原子力発電所におけるトラブル（火災）に係る
立入調査結果について (原子力安全対策課)・・・・・・・・ P16

防 災 部

1. 各課別予算額

(一般会計)

(単位 千円)

課 名	令和3年度当初 (A)	令和2年度当初 (B)	比 較 (A) - (B)	(A) / (B) (%)
消 防 総 務 課	784,755	893,957	△ 109,202	87.8
防 災 危 機 管 理 課	468,192	446,573	21,619	104.8
原 子 力 安 全 対 策 課	1,413,105	1,789,145	△ 376,040	79.0
防災部 合計	2,666,052	3,129,675	△ 463,623	85.2

2. 人員配置表

(1) 本庁

(令和3年4月1日現在)

課 名	一般職員				教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	技労	計		
消 防 総 務 課	14	3	0	17	0	17
防 災 危 機 管 理 課	9	3	0	12	0	12
原 子 力 安 全 対 策 課	15	12	0	27	0	27
計	38	18	0	56	0	56

(2) 地方機関

機 関 名	一般職員				教 育 公 務 員	合 計
	事務	技術	技労	計		
消 防 学 校	2	1	0	3	0	3
計	2	1	0	3	0	3

合 計	40	19	0	59	0	59
-----	----	----	---	----	---	----

3. 各課別分掌事務

(1) 消防総務課

- ① 消防に関すること。
- ② 高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。
- ③ 防災行政無線に関すること。
- ④ 総合防災情報システムに関すること。
- ⑤ 防災ヘリコプターの運航に関すること。
- ⑥ 消防学校に関すること。

(2) 防災危機管理課

- ① 危機管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- ② 国民の保護に関すること。
- ③ 災害対策に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の施行に関すること。
- ⑤ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑥ 自衛官の募集及び自衛隊委託事業に関すること。

(3) 原子力安全対策課

- ① 原子力安全対策に関すること。
- ② 原子力防災対策に関すること(原子力防災対策室)。
- ③ 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関すること(原子力環境センター)。
- ④ 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関すること(原子力環境センター)。

4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 消防職員・消防団員活動強化事業 (Ⅷ-1-(3))	71,802	<p>消防活動の充実強化や地域防災力の向上を図るため、消防職員や消防団員の教育訓練、消防操法大会等を実施</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消防団の加入促進、知名度向上・イメージアップを図るための広報事業 ②消防団員研修の実施 ③消防団員訓練へのインストラクター派遣 	消防総務課
2. 震災・風水害等災害対策事業 (Ⅷ-1-(3))	47,669	<p>地域防災計画等の実効性を高めるため、市町村や地域住民と一体的に災害に備えた対策を実施</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災訓練の実施（情報伝達、避難訓練、応急対策等） <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった避難所運営を想定した実働訓練 ・中国5県共同防災訓練 ②防災研修の開催等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災人材育成研修 ・自主防災組織のリーダー等への研修や防災安全講習 ・地域の防災力向上を図るため、市町村と連携して地域住民等を対象とした防災士養成講座を開催し、資格取得者の増加を促進 ③防災備蓄物資の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄物資整備計画で想定する備蓄物資の更新・補充を実施 ④市町村等の防災力向上支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における住家被害の認定に関する研修 ・三瓶山の情報共有のための講演会等の開催 ・被災地に派遣する職員等を対象に、避難所運営等の実践的な研修を実施 	防災危機管理課
3. 原子力防災・安全対策事業 (Ⅷ-1-(4))	1,131,866	<p>周辺地域住民の安全確保と環境の保全を図ることを目的とした安全対策及び万一の原子力災害の発生に備えた防災対策を実施</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子力防災資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備え、防護服、防護マスク、個人線量計等の防災資機材を整備 ②モニタリング機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線・放射性物質測定機器の更新 	原子力安全対策課

		<p>③ 2 県 6 市による防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 初動対応、住民避難、緊急時モニタリング等 <p>④ 普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広報誌やパンフレット等の作成配布、講演会の開催等	
--	--	---	--

5. 課題

課 名	事 項 名	概 要
防災危機管理課	1. 防災・減災対策の推進 (Ⅷ-1-(3))	<p>1. 概要</p> <p>令和2年5月の国の防災基本計画の修正や県の取組等を踏まえて、令和3年3月に修正した県地域防災計画に基づき、地域防災力の向上に取り組んでいる。</p> <p>(1) 防災訓練の実施</p> <p>①総合防災訓練 ②中国5県共同防災訓練</p> <p>(2) 防災研修等の開催</p> <p>①地域防災人材育成研修 ②自主防災組織リーダー研修 ③防災安全講演会 ④防災士養成研修</p> <p>(3) 防災備蓄物資の整備</p> <p>防災備蓄物資整備計画に基づく非常用食料、資機材及び避難所等における感染症対策物資を備蓄</p> <p>(4) 広域連携の体制整備</p> <p>中国5県広域支援協定に基づき策定された支援・受援マニュアルに基づく検証と見直し</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>県地域防災計画等の実効性を高めるため、次のような取組を進めていく必要がある。</p> <p>(1) 迅速な避難行動に係る普及啓発</p> <p>令和3年5月に災害対策基本法が改正され、災害時に市町村が発令する「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されたことから、その内容について、研修会や各種広報媒体等により県民へ周知を図る。</p> <p>(2) 要配慮者の安全な避難</p> <p>災害時に特に配慮が必要な高齢者、障がい者等の個別避難計画を市町村が地域住民等と連携して作成できるよう支援する。</p> <p>(3) 地域における防災力の強化</p> <p>地域で防災活動の中心となる自主防災組織のリーダーの育成のための研修や県民に対する防災意識の普及啓発などを市町村等と協力して実施する。</p> <p>(4) 総合防災訓練の実施</p> <p>大規模災害の発生を想定し、自治体や地域住民が警察、消防、自衛隊などと相互に連携することを内容とする訓練を実施する。</p> <p>(5) 災害対応の充実強化</p> <p>災害が発生するおそれがある段階から、市町村に職員を派遣し、支援できるよう体制を整える。</p> <p>また、市町村との迅速な被害情報等の情報共有により対応に遅れが生じないように総合防災情報システムの操作訓練を計画的かつ継続的に実施する。</p>

<p>原子力安全対策課</p>	<p>1. 原子力安全・防災対策の充実・強化 (VIII-1-(4))</p>	<p>1. 概要</p> <p>島根原子力発電所については、原子力規制委員会（以下「規制委」）が行う法律上の規制とは別に、島根県、松江市、中国電力の間で「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」）を締結し、それに基づき中国電力は、設置変更許可申請を行う場合などには、事前に島根県及び松江市の了解を得ることとなっている。</p> <p>平成25年7月8日に規制委が福島第一原子力発電所事故を踏まえた新規制基準を施行したことに伴い、中国電力から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に係る事前了解願いが、安全協定に基づき提出された。</p> <p>これに対し島根県は、規制委の審査を受けるため申請することのみを了解し、中国電力は平成25年12月25日に規制委に申請を行った。</p> <p>規制委では、令和3年4月30日に全ての審査項目の確認が終了し、現在審査結果の取りまとめが行われている。</p> <p>島根原子力発電所2号機の再稼働について、島根県は、規制委の審査終了後、国から安全性や再稼働の必要性、住民の避難対策などについて十分な説明を受け、県議会をはじめ、住民の方々も参加する安全対策協議会、原子力専門家である原子力安全顧問、関係自治体などの意見をよく聴き、総合的に判断していくこととしている。</p> <p>また、3号機についても同様に申請することのみを了解し、中国電力は平成30年8月10日に規制委に申請を行い、現在審査が行われている。</p> <p>1号機については、平成29年4月19日に規制委から廃止措置計画の認可を受け、現在廃止措置が実施されている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 安全対策</p> <p>審査終了後には、規制委から、宍道断層の評価など地震及び津波の想定やシビアアクシデント対策などを含め、審査結果全般について、説明を受けることとしている。</p> <p>(2) 避難対策</p> <p>原子力災害時の住民の避難については、広域避難計画を策定し、あらかじめ地区ごとに避難先や避難ルートを設定しているほか、中国5県のバス、タクシー協会と協定を締結し、避難手段を確保するなど必要な対応を行っている。</p> <p>一方、避難行動要支援者のためのストレッチャー用車両などの福祉車両の追加的な確保が課題として残されている。</p> <p>これらの避難対策は、最終的には、島根地域全体の避難計画である「緊急時対応」としてとりまとめ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で了承されることとなっている。</p> <p>(3) 周辺自治体の事前了解権</p> <p>出雲市、安来市、雲南市から島根県に対し、計画等に</p>
-----------------	---	---

		<p>対する事前了解など立地自治体並みの安全協定を中国電力と締結することについて、支援を要請されている。</p> <p>これに対し島根県は、これまで周辺自治体と締結した覚書に基づき、その意見等を中国電力や国に届けるなど、適切に対応するよう要請している。</p>
--	--	--

新型コロナウイルス感染症への対応について
 新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
4月14日(水)		県内感染者確認(1名、安来市、計295名)
4月15日(木)		県内感染者確認(1名、松江市、計296名)
4月16日(金)	まん延防止等重点措置に関する 公示の全部を変更する公示 (重点措置実施区域及び期間) ・宮城県、大阪府、兵庫県 4月5日から5月5日まで ・京都府、沖縄県 4月12日から5月5日まで ・東京都 4月12日から5月11日まで ・埼玉県、千葉県、神奈川県、愛 知県 4月20日から5月11日まで 基本的対処方針の変更	県内感染者確認(1名、出雲市、計297名)
4月19日(月)		県内感染者確認(1名、浜田市、計298名) 第29回県対策本部会議 知事指示事項 (県民向け) ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域との往 来を控えることや都道府県が住民に対して、不要 不急の外出自粛を要請している地域との往来に ついては、慎重に判断すること等を要請
4月20日(火)		県内感染者確認(12名、松江市・出雲市・浜田市・ 海士町・県外、計310名)
4月21日(水)		県内感染者確認(10名、松江市・出雲市・雲南市・ 海士町、計320名)
4月22日(木)		県内感染者確認 (4名、松江市・出雲市・海士町、計324名)
4月23日(金)	緊急事態宣言(～5月11日) (緊急事態宣言対象地域) ・東京都、京都府、大阪府、兵庫 県	県内感染者確認 (5名、松江市・浜田市・出雲市、計329名)

日付	国	島根県
	<p>まん延防止等重点措置に関する 公示の全部を変更する公示 (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県 4月5日から5月11日まで ・沖縄県 4月12日から5月11日まで ・埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 4月20日から5月11日まで ・愛媛県 4月25日から5月11日まで <p>基本的対処方針の変更</p>	
4月24日(土)		<p>県内感染者確認 (3名、松江市・浜田市・海士町、計332名)</p>
4月25日(日)		<p>県内感染者確認(3名、浜田市・県外、計335名)</p>
4月26日(月)		<p>県内感染者確認(3名、松江市・雲南市、計338名)</p> <p>第30回県対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往來を控えることや都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断することを要請 ・発熱や風邪等の症状がある方は、無理をせず仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、まずは、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、早めに受診することを要請 ・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理に努めること等を要請
4月27日(火)		<p>県内感染者確認(5名、松江市・雲南市、計343名)</p>

日付	国	島根県
4月28日(水)		<p>県内感染者確認(4名、松江市・出雲市・雲南市、計347名)</p> <p>島根県防災対策会議 (県民向け)</p> <p>大型連休を間近に控え、以下について県民に要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置を実施すべき区域やまん延防止等重点措置を実施する地域からの帰省・旅行などを、控えるよう県外のご家族やご親戚の方々に伝えること等 ・都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域からの帰省・旅行などについて、ご家族と相談するなど、慎重に判断すること等 ・県外から帰省された方については、実家等では、家庭内でできる感染予防対策を徹底すること等 <p>第31回県対策本部会議(書面開催) 決定事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること等を要請
4月30日(金)		<p>県内感染者確認 (6名、安来市・邑南町・海士町、計353名)</p>
5月1日(土)		<p>県内感染者確認(3名、県外、計356名)</p>
5月2日(日)		<p>県内感染者確認(1名、雲南市、計357名)</p>
5月3日(月)		<p>県内感染者確認 (5名、松江市・邑南町・県外、計362名)</p>
5月4日(火)		<p>県内感染者確認(3名、海士町・県外、計365名)</p>
5月5日(水)		<p>県内感染者確認(1名、松江市、計366名)</p>
5月6日(木)		<p>県内感染者確認(1名、松江市、計367名)</p>

日付	国	島根県
5月7日(金)	緊急事態宣言の実施区域変更及び期間延長(～5月31日) (緊急事態宣言対象地域) ・東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (重点措置実施区域及び期間) ・宮城県 4月5日から5月11日まで ・沖縄県 4月12日から5月31日まで ・愛知県 4月20日から5月11日まで ・埼玉県、千葉県、神奈川県 4月20日から5月31日まで ・愛媛県 4月25日から5月31日まで ・北海道、岐阜県、三重県 5月9日から5月31日まで 基本的対処方針の変更	県内感染者確認 (5名、松江市・益田市・大田市・県外、計372名)
5月8日(土)		県内感染者確認 (3名、松江市・浜田市・益田市、計375名)
5月9日(日)		県内感染者確認 (4名、松江市・出雲市・県外、計379名)
5月10日(月)		県内感染者確認(6名、松江市・出雲市、計385名) 第32回県対策本部会議 知事指示事項 (県民向け) ・緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域との往来を控えること、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること等を要請

日付	国	島根県
		・単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰省された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策を徹底すること等を要請
5月11日(火)		県内感染者確認(9名、松江市・出雲市・益田市・雲南市・県外、計394名)
5月12日(水)		県内感染者確認 (7名、松江市・益田市・県外、計401名)
5月13日(木)		県内感染者確認(13名、松江市・浜田市・益田市・吉賀町、計414名)
5月14日(金)	緊急事態宣言の実施区域の追加 ・北海道、岡山県、広島県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (重点措置実施区域及び期間) ・沖縄県 4月12日から5月31日まで ・埼玉県、千葉県、神奈川県 4月20日から5月31日まで ・愛媛県 4月25日から5月31日まで ・岐阜県、三重県 5月9日から5月31日まで ・群馬県、石川県、熊本県 5月16日から6月13日まで 基本的対処方針の変更	県内感染者確認 (10名、松江市・浜田市・益田市、計424名)
5月15日(土)		県内感染者確認 (9名、松江市・益田市・津和野町、計433名) 第33回県対策本部会議 知事指示事項 (県民向け) (都道府県をまたぐ移動) ・緊急事態措置を実施すべき区域である北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県との往来を控えること ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域である群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐

日付	国	島根県
		<p> 阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県との往來を控えること </p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、茨城県水戸市、和歌山県、香川県、長崎県長崎市、大分県、宮崎県などのように、各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えること ・ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や職場での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組むこと ・単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、 <ol style="list-style-type: none"> ①会話をする時は自宅でもマスクを着用 ②ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒 ③石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒 ④窓を開けておくなど定期的な換気 ⑤寝室を分ける ⑥洗面所等のタオルやコップを共有しない ⑦大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しないなどを徹底すること <p>(職場等での健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コ

日付	国	島根県
		<p>ールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、 <ol style="list-style-type: none"> ①「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること ②飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊された方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること ③時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で1時間30分を限度とすること ④「接待を伴う飲食店」については、引き続き、 <ul style="list-style-type: none"> ・県外での利用を控えること ・県内でも県外の人との利用を控えること ⑤カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること <p>ただし、いずれの事項も、「鳥取県」と、生活（通勤、買物等）圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に扱う</p> <p>(十分な換気の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること

日付	国	島根県
		<p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応(令和2年11月20日島根県対策本部決定)によること <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が提供している接触確認アプリ(CO COA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をとること
5月16日(日)		<p>県内感染者確認 (4名、松江市・浜田市・益田市、計437名)</p>
5月17日(月)		<p>県内感染者確認(20名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・津和野町・吉賀町、計457名)</p>

島根原子力発電所におけるトラブル（火災）に係る 立入調査結果について

昨日 19 時 47 分に、中国電力(株)から島根原子力発電所構内の管理事務所 2 号館 2 階事務室（放射線管理区域外）において発煙事案が発生した旨の連絡があり、県は松江市とともに、下記のとおり立入調査を実施しました。

記

1. 立入調査日時及び場所

日時：令和3年5月18日（火）21時05分～22時40分

場所：中国電力(株)島根原子力発電所 管理事務所 2 号館 2 階事務室

2. 派遣職員

島根県 防災部原子力安全対策課 3名

松江市 防災安全部原子力安全対策課 2名

3. 事象の概要

5月18日19時30分頃、中国電力(株)は島根原子力発電所構内の管理事務所2号館2階事務室（放射線管理区域外）で発煙を発見し、直ちに消火

4. 現場確認結果の概要

(1) 現場状況の確認

中国電力(株)職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を受け、発煙した投光器用バッテリーの状態と室内での保管状況を確認

(2) 環境等への影響の有無の確認

発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境へ影響がないことを確認

(3) 県の対応

中国電力(株)に対し、原因を究明の上、報告するよう口頭で要請